

# 今月の経理情報

2007年 6月

今回のテーマ： 株主総会招集・運営手続きの改正

平成18年5月1日の会社法の施行にともない、株主総会の招集・運営手続きについて、会社の形態に応じた見直しが行なわれました。特に、「株式譲渡制限会社」かつ、「取締役会非設置会社」については、大幅な簡略化が図られました。

	旧 商 法	会 社 法		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
			取締役会 設置会社	取締役会 非設置会社
趣 旨	取締役会設置が必須 一律に規定	株式譲渡制限の有無、取締役会の有無に応じて、手続きに相違		
招 集 地	原則、本店所在地またはその隣接市区町村	制限なし。*1	同左	同左
招集方法	書面または電磁的方法	同左	同左	制限なし*2 (口頭・電話可)
招集通知 発送時期	総会の2週間前まで (譲渡制限会社は定款で 1週間前まで短縮可)	総会の2週間前まで	総会の1週間前まで	同左*3
決議事項 の 記 載	招集通知への記載必要	同左	同左	記載不要*4
決議可能 事 項	法律・定款で決まっ ている事項のみ	同左	同左	一切の事項の決議可
計算書類 等の添付	必要	同左	同左	不要
総会議事 録(書面)	出席取締役の署名(記 名押印)必須	原則、署名不要。出席取締役等、議長、議事録作成取締役の記載は必要		

\*1 過去に開催した場所と著しく離れた場所で開催するときは、招集通知に理由の記載が必要です。

\*2 書面または電子投票制度を採用する場合には、書面または電磁的方法による通知が必要です。

\*3 定款の定めにより「1週間以内」とすることも可能です。

\*4 法的には記載不要ですが、円滑な総会運営のためにも記載したほうがベターです。

## お見逃しなく！

1. 取締役会非設置会社で簡略化が認められたのは、すべての決定事項を株主総会( 経営者 )に委ねているためです。旧有限会社法の規定が、ほぼそのまま踏襲されています。
2. 株主全員の同意がある場合には、従来どおり、招集手続きを経ることなく株主総会を開催することができます。